医療保護入院者等届出関係事務処理要領

制定　　平成　８年　３月２５日付 福祉保健部長通知

改正　　平成　９年　４月　１日付 福祉保健部長通知

改正　　平成１２年　４月１９日付 福祉保健部長通知

改正　　平成１３年　３月３０日付 福祉保健部長通知

改正　　平成１４年　３月３０日付 福祉保健部長通知

改正　　平成２０年　３月３１日付 福祉保健部長通知

　改正　　平成２６年　３月　６日付 健康福祉局長通知

改正　　平成２８年　１月１５日付 健康福祉局長通知

改正 令和 元年１２月１２日付 健康福祉局長通知

改正 令和 ３年　３月２２日付 健康福祉局長通知

改正 令和 ４年１０月　３日付 健康福祉局長通知

改正 令和 ５年　３月　７日付 健康福祉局長通知

第１ 総則

広島県内に所在する精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられている病院を含む。ただし，広島市内に所在する病院を除く。以下同じ。）に入院する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号。以下「法」という。）第３３条に基づく医療保護入院者に係る届出等の事務の処理については，法令等に定めるもののほか，この要領の定めるところによる。

第２ 届出等の提出先等

１ 精神科病院

 　　精神科病院の管理者は，第３に定める届出等を，次の提出先へ２部送付すること。

　（１）事故報告書を除く届出等

当該入院者の住所地を管轄する保健所（広島市保健所を含む）。

ただし，当該入院者の住所が広島県外又は不明であるときは，当該精神科病院の所在地を管轄する保健所。

　（２）事故報告書

当該精神科病院の所在地を管轄する保健所。

２ 保健所

　保健所は，第２の１により提出された届出等のうちの１部を，次の提出先へ送付すること。

　（１）無断退去届，無断退去者帰院届及び事故報告書を除く届出等

 　　　県立総合精神保健福祉センター。

ただし，広島市内に所在する精神科病院からの届出等は，広島市精神保健福祉センター。

　（２）無断退去届，無断退去者帰院届及び事故報告書

　　　　健康福祉局疾病対策課

第３ 届出等の取扱

１ 医療保護入院者の入院届

 （１）同意書

精神科病院の管理者は，法第３３条第１項の規定に基づき医療保護入院させるときは，同項に規定する家族等の同意について，「同意書」（様式１）を徴すること。

なお，同意をした家族等が後見人又は保佐人である場合は，選任審判書の写し及び確定証明書の写し又は登記事項証明書の写し（以下「添付書類」という。）を徴すること。

精神科病院の管理者は，法第３３条第３項の規定に基づき医療保護入院させるときは，同項に規定する市町村長の同意について「同意書」（「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第３３条第３項に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」（昭和６３年６月２２日健医発第７４３号厚生省保健医療局長通知）別添様式３）を３部徴すること。

 （２）入院届

精神科病院の管理者は，法第３３条第１項又は第３３条第３項の規定による措置を採ったときは，１０日以内に，（１）による同意書（添付書類を含む。）及び医療法施行規則第１条の５に規定する入院診療計画書の写し（以下「計画書」という。）を添え，「医療保護入院者の入院届」（「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（平成１２年３月３０日付障精第２２号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知（以下「課長通知」という。））別添様式１３）を提出すること。

なお，計画書には推定される医療保護入院による入院期間及び選任された退院後生活環境相談員を記載すること。

　（３）特定医師による診察の場合（特定病院のみ）

精神科病院の管理者は，法第３３条第１項又は第３３条第３項に規定する場合において，同条第４項後段の規定による措置を採ったときは，１０日以内に，（１）による同意書（添付書類を含む。）を添え，「特定医師による医療保護入院者（法第３３条第１項・第４項又は第３３条第３項・第４項）の入院届及び記録」（課長通知別添様式１４）を提出すること。

２ 応急入院（法第３３条の７）の入院届

（１）入院届

応急入院指定病院の管理者は，法第３３条の７第１項の規定による措置を採ったときは，直ちに「応急入院届」（課長通知別紙様式１６）を提出すること。

なお，応急入院者が他の入院形態に移行した場合に提出する所要の届には，移行した時刻を明記すること。

　（２）特定医師による診察の場合（特例措置を採ることができる応急入院指定病院のみ）

応急入院指定病院の管理者は，法第３３条の７第１項に規定する場合において，同条第２項後段の規定による措置を採ったときは，直ちに，「特定医師による応急入院（法第３３条の７第２項）届及び記録」（課長通知別添様式１７）を提出すること。

３　定期病状報告

（１）医療保護入院者

精神科病院の管理者は，医療保護入院者について，法第３３条第１項の規定による入院の日の属する月の翌月を初月とする同月以後の１２月ごとの各月に，「医療保護入院者の定期病状報告書」（課長通知別添様式１９）を提出すること。

「医療保護入院者の定期病状報告書」には，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第１５条の８に基づき作成した医療保護入院者退院支援委員会の審議記録で最新のものの写しを添付すること。

　（２）任意入院者

精神科病院の管理者は，任意入院者について，法第３８条の２第３項の規定による報告については，「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第３８条の２第３項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例」（平成１８年条例第６１号）及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第３８条の２第３項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則」（平成１８年１２月２６日規則第７７号）に従って提出すること。

４ 入院者の届出事項の変更届

（１）入院者の届出事項の変更届

精神科病院の管理者は，入院者の住所又は氏名に変更があったとき又は変更があったことが判明したときは，速やかに「措置入院者届出関係等事務処理要領（平成８年４月１日施行。以下「措置入院事務処理要領」という。）の第３の５の例により，「入院者の届出事項の変更届」（以下この項において「変更届」という。）を提出すること（なお，住所変更に係る届出は新住所地の保健所へ提出すること。）。

 ５ 退院届

 （１）退院

精神科病院の管理者は，医療保護入院者又は応急入院者を退院させたとき（特定医師による診察のみの場合は除く。）は，１０日以内に，「退院届」（様式２）を提出すること。

 （２）入院形態移行

精神科病院の管理者は，医療保護入院者又は応急入院者が他の入院形態へ移行したときは，（１）の例により退院届を提出すること。

ただし，応急入院者が医療保護入院者に移行したときは，この限りではない。

 （３）入院形態移行の留意事項

精神科病院の管理者は，応急入院者が医療保護入院者に移行したときは，移行後の所要の入院に関する届を提出すること。

 （４）市町村長が保護者である場合の特例

精神科病院の管理者は，市町村長が同意者である医療保護入院者が退院したときは，（１）の退院届の写しを当該市町村長へ提出すること。他の入院形態へ移行したときについても同様とする。

６ 無断退去届・無断退去者帰院届

 （１）無断退去届

精神科病院の管理者は，医療保護入院者，任意入院者その他入院中の者で，自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのあるものが無断退去しその行方が不明となったときは，法第３９条第１項の規定により，所轄の警察署長に探索を求めるとともに，措置入院事務処理要領の第３の６の（１）の例により，「無断退去届」を提出すること。

 （２）無断退去者帰院届

精神科病院の管理者は，（１）の無断退去者が帰院したときは，措置入院事務処理要領の第３の６の（２）の例により，「無断退去者帰院届」を提出すること。

７ 事故報告書

精神科病院の管理者は，医療保護入院者又は任意入院者が事故のため死亡したとき,他の入院患者へ傷害を加える等重大な他害行為を行ったときその他重大な事故があったときは，措置入院事務処理要領の第３の７の例により，「事故報告書」を提出すること。

附 則

 この要領は，平成８年４月１日から施行する。ただし，本要領施行前において効力を有した要領及び通知に定める様式による届出等で，本要領施行後に提出されたものは，当分の間本要領に定める様式により提出されたものとみなす。

　附　則

１ この要領は，平成９年４月１日から施行する。

２　この要領中広島市保健所へ提出すべき報告等については，この要領施行日以降は，広島市各保健センターへ提出されるものとする。

 附　則

　この要領は，平成１２年４月１日から施行する。ただし，本要領施行前の「医療保護入院関係事務処理要領」に定める様式による届出等で，本要領施行後に提出されたものは，当分の間，本要領に定める様式により提出されたものとみなす。

 附　則

　この要領は，平成１３年４月１日から施行する。

 附　則

　この要領は，平成１４年４月１日から施行する。

 附　則

　この要領は，平成２０年４月１日から施行する。

　 附　則

　この要領は，平成２６年４月１日から施行する。

　 附　則

　この要領は，平成２８年１月１５日から施行する。

　 附　則

　この要領は，令和元年１２月１４日から施行する。

　 附　則

　この要領は，令和３年４月１日から施行する。

　 附　則

　この要領は，令和４年１０月３日から施行する。

　 附　則

　この要領は，令和５年４月１日から施行する。